

○財務省告示第十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十年十二月八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年一月七日  
 財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第二百九十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	いによる発行額	額面金額で百十四億八千五百十	万円	四百二十五億三千三百三十七千	五万円	平成二十年十二月八日
									額面金額百円につき百円四十二

銭

十一  
十二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年一・五パーセント  
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額  
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出  
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す  
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ  
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿  
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ  
れ る も の に つ い て は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十  
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該  
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得  
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国  
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法  
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の  
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す  
る こ と が で き る。

十三  
初期利子

平成二十一年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利息以

十五年 償還期限

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期にお

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十年九月二十日

日本銀行額面金額百円につき百円

平成二十年十二月八日